

学校いじめ防止基本方針

いじめはどの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの防止等のため「学校いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ防止対策委員会」を中心として一致協力体制を確立し未然防止につとめ、区教育委員会と適切に連携の上実情に応じた対策を推進する。

※いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、『いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう』とされている。

しかし、「心身の苦痛」が明確でなくとも、定義を限定的に解釈することなく、児童に寄り添った視点に立ち考え、対処することが必要である。

※具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視される。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをきれたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

<■平井南小いじめ防止基本方針>

- 1 「いじめをしない　させない　見逃さない」学校づくりに努める。
- 2 いじめ防止の理解を深める道徳教育や人権教育の充実を図る。
- 3 児童一人ひとりの自尊感情を育み、自己肯定感を高める。
- 4 全職員が常にいじめの早期発見にも努め、疑いがある場合には特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応し、迅速に解決を図る。
- 5 必要に応じて保護者、地域、関係諸機関との連携も迅速に図り、適切な解決を図る。

<■平井南小 「いじめ防止対策委員会Ⅰの編成>

校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、各学年主任、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

<■平井南小 いじめ事案に対する具体的な取り組み>

●いじめの未然防止のための取組,

- 1 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 2 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 3 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。
- 4 道徳教育等の充実をはかる。教育活動全体で正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する方などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大切にする心を育む。
- 5 相談体制の整備をはかり、適正に機能させる。常に校長を始めすべての職員が相談に応ずる体制であることを児童、保護者に周知しておく。
- 6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を図る。セーフティースペース等、外部団体との連携により特別指導を行う。またそれを一時的なものにせず、教職員は日常的に注意を払い、未然防止と早期発見に取り組む。

●早期発見・早期対応の猛り方

- 1 教職員は日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。さらに児童の行動の記録にも努め、ファイリングを徹底し、全ての教職員が円滑に情報の共有ができるようにする。また、保護者、地域等外部からの情報収集にも努める。
- 2 定期的な「アンケート・実態調査」「QU」や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 3 「いじめ防止対策委員会」の定期的な情報交換を密にし、役割分担を明確にする。また、スクールカウンセラーの効果的な活用も行う。5年生については年度当初に全員面接を行う。

● いじめに対する措置

- 1 いじめの発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止対策委員会」を核とし速やかに織密的に対応し、被害児童生徒の安全を確保する。
- 2 いじめの事実の確認を適正に行う。情報を集める。
- 3 いじめを受けた児童のケアを行う。心理的なストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーも活用する。保護者とも連絡を取り合い、連携した支援を行う。
- 4 いじめをおこなった児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 5 いじめを伝えた児童の安全の確保を行う。勇気をもって知らせた児童を守り通すことを宣言し、頻繁な観察や積極的な声掛けをする。場合によっては登下校時の付き添い等、安全確保のための取り組みを徹底する。

- 6 状況によっては教育委員会への報告を行い、との連携を行う。警察関係や子ども家庭支援センター、児童相談所等同時に保護者会の開催をし、PTA の協力を仰ぐ。登下校時の見守り等、可能であれば地域人材の活用も行う。

●教育相談体制

- 1 初動としてすべての教職員がすべての児童からの相談に対応できるよう体制を整える。
- 2 個人面談や保護者会だけではなく、日常的に相談に対応できる環境づくりを行う。
- 3 年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接（5年生）を実施し、その後児童が相談しやすい環境を作る。

●校内研修など

- 1 いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を育成するため、いじめ防止に関わる研修等を実施する。外部関係講機関との連携も図る。
- 2 東京都の作成した「いじめ防止教育プログラムⅠ」を積極的に活用する。また、都教委作成のいじめ防止カードの溝用をする。

●重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法」第28条および第30条に基づき、適切な対処をする。区教育委員会との連携のもとに対処する。

- 1 重大事態に対処し、及び同種の事態の発生を防止するために、適切な方法により速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- 2 調査の結果については、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。